してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができること。

(6) 支払期限の繰上げ

国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された支払期限を繰り上げることができること。

イ　国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

ロ　債務者が分割された償還金額についての支払を怠つたとき。

ハ　債務者に次の理由が生じたとき。

(イ) 強制執行を受けたこと。

(ロ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

(ハ) その財産について競売の開始があつたこと。

(ニ) 破産の宣告を受けたこと。

(ホ) 解散したこと。

(ヘ) 債務者について相続の開始があつた場合において相続人が限定承認をしたこと。

(ト) 上記(ニ)から(ヘ)までに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての精算が開始されたこと。

ニ　支払の猶予の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

ホ　その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該支払の猶予に係る支払期限によることが不適当となつたと認めるとき。

(7) 増担保の提供等

国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

(8) 国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供する旨の請求をしたときは、その請求するところに従つて担保を提供しなければならないこと。

(9) その他防衛大臣が定める条件

してその業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができること。

(6) 支払期限の繰上げ

国は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された支払期限を繰り上げることができること。

イ　国において、債務者が国の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。

ロ　債務者が分割された償還金額についての支払を怠つたとき。

ハ　債務者に次の理由が生じたとき。

(イ) 強制執行を受けたこと。

(ロ) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

(ハ) その財産について競売の開始があつたこと。

(ニ) 破産の宣告を受けたこと。

(ホ) 解散したこと。

(ヘ) 債務者について相続の開始があつた場合において相続人が限定承認をしたこと。

(ト) 上記(ニ)から(ヘ)までに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての精算が開始されたこと。

ニ　支払の猶予の決定通知の際、国が付した条件に従わないとき。

ホ　その他国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該支払の猶予に係る支払期限によることが不適当となつたと認めるとき。

(7) 増担保の提供等

国において、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、国の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

(8) 国において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供する旨の請求をしたときは、その請求するところに従つて担保を提供しなければならないこと。

(9) その他防衛大臣が定める条件